



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

265	救急病院の認定	(医務課).....	1
266	保安林の指定	(森林整備課).....	1
267	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	2
268	〃	( 〃 ).....	3
269	〃	( 〃 ).....	4
270	土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 ).....	5

### ○ 人事委員会告示

4	令和元年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施	.....	6
---	----------------------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第265号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和元年7月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 古梅記念病院
- 2 所在地 和歌山市新生町5番37号
- 3 有効期限 令和4年7月13日

### 和歌山県告示第266号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年7月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町大古字池ヶ谷762の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
西牟婁郡白浜町大古字池ヶ谷762の1(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第267号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年7月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

#### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

#### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東の川右支溪(3-344-2-001)、東の川左支溪(3-344-2-002)、清川左支溪(3-344-1-010)、清川左支溪(3-344-2-034)、山本洞谷(3-344-1-007)、丹生川右支溪(3-344-2-012)、清川左支溪(1-344-1-901)、湯子川右支溪(3-344-1-035)、湯子川右支溪(3-344-1-036)、湯子川右支溪(3-344-1-037)、湯子川右支溪(3-344-2-064)、湯子川右支溪(3-344-2-065)、湯子川右支溪(3-344-2-066)、宮垣内谷(3-344-2-067)、杖ヶ藪(I-75)、西富貴1(II-1209)、西富貴2(II-1210)、西富貴3(II-1211)、西富貴4(II-1212)、西富貴12(II-1213)、西富貴5(II-1214)、西富貴11(II-1216)、西富貴7(II-1217)、西富貴10(II-1234)、東又1(II-1169)、西ヶ峰1(II-1143)、西ヶ峰2(II-1144)、西ヶ峰3(II-1145)、西ヶ峰4(III-288)、東富貴5(II-1220)、平原7(II-1168)、杖ヶ藪(101)(II-10377)、湯川下湯川2(II-1174)、湯川下湯川3(II-1175)、湯川下湯川4(II-1176)、湯川下湯川5(II-1177)、湯川神森1(II-1178)、湯川神森2(II-1179)、湯川神森3(II-1180)、湯川上湯川1(II-1181)、湯川上湯川2(II-1182)、湯川上湯川3(II-1183)、湯川上湯川4(II-1184)、湯川上湯川5(II-1185)、湯川上湯川6(II-1186)、湯川上湯川7(II-1187)、湯川上湯川8(II-1188)、湯川上湯川9(II-1189)、湯川上湯川10(II-1190)、湯川上湯川11(II-1191)、湯川上湯川12(II-1192)、湯川上湯川13(II-1193)、湯川上湯川14(II-1194)、湯川上湯川15(II-1195)、湯川上湯川16(III-281)、湯川(101)(II-10320)、湯川(102)(II-10321)、湯川(103)(II-10322)

#### (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

#### (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 2 土砂災害警戒区域

#### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

#### (2) 土砂災害警戒区域の名称

丹生川右支溪(3-344-1-008)、西富貴6(II-1215)

#### (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

#### (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第268号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年7月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

谷ノ奥谷(7-407-2-016-1)、谷ノ奥谷(7-407-2-016-2)、田子川右支溪(7-407-2-017)、高浜川1(7-407-1-032-1)、高浜川2(7-407-1-032-2)、高浜川3(7-407-1-032-3)、高浜1(7-407-1-033)、アズマメ川(7-407-1-034)、釜郷原川左支溪(7-407-1-035-2)、釜郷原川左支溪(7-407-1-036)、東雨1(7-407-1-911)、釜郷原川左支溪(7-407-1-912)、高浜2(7-407-2-036)、高富川左支溪(7-407-2-037)、高富川左支溪(7-407-2-038)、堂谷(7-423-1-005)、伊串001(7-423-1-007)、谷ノ池川(7-423-1-008)、八幡谷川右支溪(7-423-2-002)、八幡谷(7-423-2-006)、上エチ谷(7-423-2-003)、鬮野川左支溪(7-423-2-004)、鬮野川左支溪(7-423-2-005)、有田川右支溪(7-407-1-024)、有田川右支溪(7-407-2-028)、有田川右支溪(7-407-2-029)、上有田谷(7-407-2-034)、田子内の平(I-1709)、田子堂目(I-1710)、田子(1)(I-1711)、田子寺之前(I-4538)、田子(208)(II-7220)、田子(201)(II-7235)、田子(202)(II-7236)、田子(203)(II-7237)、田子(204)(II-7238)、田子(205)(II-7239)、田子(206)(II-7240)、田子(209)(II-7308)、田子(303)(III-4201)、釜郷原(I-1731)、高富(1)(I-1732)、高富(3)・釜郷原(I-1734)、高富(I-1735)、釜郷原(1)・釜郷原(I-1736)、高富(5)(I-4529)、高富(8)(I-4550)、高富(201)(II-7256)、高富(202)(II-7257)、高富(203)(II-7258)、高富(204)(II-7259)、有田(203)(II-7264)、有田(204)(II-7265)、高富(205)(II-7266)、高富(206)(II-7267)、高富(207)(II-7268)、高富(208)(II-7303)、高富(7)(II-7310)、高富(209)(II-7561)、高富(210)・釜郷原(II-7566)、高富(211)(II-7568)、高富(212)(II-7569)、高富(213)(II-7576)、高富(307)(III-4187)、有田(307)(III-4214)、有田(308)(III-4215)、高富(312)(III-4216)、潮岬(201)(II-7282)、潮岬(202)(II-7283)、潮岬(203)(II-7285)、潮岬(204)(II-7286)、潮岬(205)(II-7287)、田子(101)(I-70343)、田子(102)(II-70344)、田子(103)(II-70345)、田子(104)(II-70346)、田子(105)(II-70347)、田子(106)(II-70348)、田子(107)(II-70349)、田子(108)(II-70350)、田子(109)(II-70351)、田子(110)(II-70352)、田子(111)(II-70353)、田子(112)(II-70354)、高富(101)(I-70299)、高富(102)(II-70300)、高富(103)(II-70301)、高富(104)(II-70302)、高富(105)(II-70303)、高富(106)(II-70304)、高富(107)(II-70305)、高富(108)(II-70306)、高富(109)(II-70307)、高富(110)(II-70308)、高富(111)(II-70309)、高富(113)(II-70311)、高富(114)(II-70312)、高富(115)(II-70313)、高富(116)(II-70314)、潮岬(101)(I-70315)、潮岬(102)(I-70316)、潮岬(103)(I-70317)、潮岬(104)(I-70318)、潮岬(105)(II-70319)、潮岬(106)(II-70320)、潮岬(107)(II-70321)、潮岬(108)(II-70322)、潮岬(109)(II-70323)、潮岬(110)(II-70324)、潮岬(111)(II-70325)、潮岬(112)(II-70326)、潮岬(113)(II-70327)、潮岬(1

14) (Ⅱ-70328)、潮岬(115)(Ⅲ-70329)、伊串(I-1845)、伊串(101)(I-70330)、伊串(201)(Ⅱ-7347)、伊串(202)(Ⅱ-7348)、伊串(203)(Ⅱ-7349)、姫川(4)(I-2385)、姫川(202)(Ⅱ-7346)、姫川(101)(Ⅱ-70331)、姫川(102)(Ⅱ-70332)、姫川(103)(Ⅱ-70333)、姫川(104)(Ⅱ-70334)、姫川(105)(Ⅱ-70335)、姫川(106)(Ⅱ-70336)、吐生(201)(Ⅱ-7227)、吐生(202)(Ⅱ-7228)、吐生(204)(Ⅱ-7230)、吐生(205)(Ⅱ-7231)、吐生(206)(Ⅱ-7298)、吐生(101)(Ⅱ-70337)、吐生(102)(Ⅱ-70338)、上野山(1)(I-4578)、上野山(101)(Ⅱ-70339)、上野山(102)(Ⅱ-70340)、上野山(103)(Ⅱ-70341)、上野山(104)(Ⅱ-70342)、有田上(2)(I-2353)、有田上(202)(Ⅱ-7253)、有田上(203)(Ⅱ-7558)、有田上(101)(Ⅱ-70382)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

釜郷原谷(7-407-1-035-1)、高富(112)(Ⅱ-70310)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第269号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年7月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

須江1(7-407-1-057)、須江2(7-407-1-058)、須江4(7-407-2-916)、役見谷(7-423-1-046)、徳工門(7-423-1-047)、田原川右支溪(7-423-2-021)、田原川左支溪(7-423-2-024)、田原川右支溪(7-423-2-022)、立場谷(7-423-2-023)、須江浜須賀(I-1759)、須江浜須賀(2)・須江浜須賀(2)・須江(I-1760)、須江(2)・須江浜須賀(2)(I-2348)、須江(3)・須江(I-4532)、須江浜須賀(2)(I-4537)、須江(101)(I-70364)、須江(102)(I-70365)、須江(202)(Ⅱ-7290)、須江(203)(Ⅱ-7291)、須江(205)(Ⅱ-7293)、須江(206)(Ⅱ-7294)、須江

(207) (Ⅱ-7295)、須江(208) (Ⅱ-7296)、須江(209) (Ⅱ-7309)、須江(211) (Ⅱ-7311)、須江(103) (Ⅱ-70366)、須江(104) (Ⅱ-70367)、須江(105) (Ⅱ-70368)、須江(106) (Ⅱ-70369)、須江(107) (Ⅱ-70370)、笹ノ平見(Ⅰ-1761)、檜野下鼻(Ⅰ-1762)、檜野(201) (Ⅱ-7280)、檜野(202) (Ⅱ-7281)、檜野(101) (Ⅱ-70371)、檜野(102) (Ⅱ-70372)、檜野(103) (Ⅱ-70373)、檜野(104) (Ⅱ-70374)、檜野(105) (Ⅱ-70375)、檜野(106) (Ⅱ-70376)、檜野(107) (Ⅱ-70377)、檜野(108) (Ⅱ-70378)、檜野(109) (Ⅱ-70379)、檜野(110) (Ⅱ-70380)、檜野(111) (Ⅱ-70381)、根木地(Ⅰ-1870)、佐部(Ⅰ-1871)、佐部ノ口(Ⅰ-1872)、佐部(2) (Ⅰ-4566)、佐部(201) (Ⅱ-7321)、佐部(202) (Ⅱ-7322)、佐部(Ⅱ-7323)、佐部(204) (Ⅱ-7324)、佐部ノ口(Ⅱ-7325)、佐部(205) (Ⅱ-7326)、佐部(207) (Ⅱ-7370)、佐部(301) (Ⅲ-4350)、佐部(302) (Ⅲ-4351)、佐部(303) (Ⅲ-4352)、佐部(304) (Ⅲ-4354)、柱松(Ⅰ-1875)、漆畑(Ⅰ-1876)、上田原(1) (Ⅰ-2389)、上田原(2) (Ⅰ-4567)、上田原(3) (Ⅰ-4568)、上田原(4) (Ⅰ-4569)、漆畑(Ⅱ-7320)、上田原(208) (Ⅱ-7327)、上田原(202) (Ⅱ-7367)、上田原(203) (Ⅱ-7368)、上田原(201) (Ⅱ-7369)、上田原(204) (Ⅱ-7371)、上田原(205) (Ⅱ-7374)、上田原(301) (Ⅲ-4349)、上田原(101) (Ⅱ-70403)、上田原(102) (Ⅱ-70404)、上田原(103) (Ⅱ-70405)、上田原(104) (Ⅱ-70406)、上田原(105) (Ⅱ-70407)、上田原(106) (Ⅱ-70408)、上田原(107) (Ⅱ-70409)、上田原(108) (Ⅱ-70410)、佐部(101) (Ⅱ-70411)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

須江3(7-407-1-059)、佐部川右支溪(7-423-2-020)、佐部川左支溪(7-423-2-915)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

和歌山県告示第270号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年7月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害特別警戒区域の名称

串本1(7-407-1-040)、宮川(7-407-1-041)、串本2(7-407-1-042)、串本3(7-407-1-043)、串本5(7-407-1-045)、谷川(7-407-1-046)、串本7(7-407-1-048)、串本8(7-407-1-049)、串本9(7-407-1-050)、寺川(7-423-1-030)、宮城谷川左支溪(7-423-1-031)、かんかん谷(7-423-1-033-2)、かんかん谷(7-423-1-033-3)、大島(I-1756)、串本(2)(I-1708)、袋(I-1740)、塩屋谷(I-1741)、袋(2)(I-1742)、細田本谷(I-1745)、江川矢倉谷(I-1746)、尾ノ浦(I-1748)、串本(4)(I-4564)、二色(207)(II-7277)、二色(208)(II-7278)、串本(201)(II-7564)、串本(101)(I-70014)、二色(302)・袋(III-4218)、串本(302)(III-4220)、中湊(2)(I-1857)、中湊(I-1858)、中湊(3)(I-4576)、中湊(II-7361)、中湊(201)(II-7362)、中湊(203)(II-7363)、中湊(202)(II-7590)、中湊(101)(II-70011)、中湊(102)(II-70012)、中湊(103)(II-70013)、植松(I-1747)、串本(102)(II-70020)、串本(304)(III-4222)、串本(305)(III-4223)、串本(1)(I-1743)、ココリ谷・岡ノ鼻(I-1744)、串本(103)(II-70037)

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第4号

令和元年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

令和元年7月16日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和元年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	2人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
学校事務	30人程度	県立学校又は市町村立小中学校等における事務
警察事務	5人程度	警察本部等における事務
土木	3人程度	知事部局等における道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 平成7年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)における在学期間が令和2年3月末日現在で2年を超える人

イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和元年9月29日(日)午前9時	和歌山市 田辺市 新宮市	令和元年10月上旬に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第2次試験	(作文試験及び適性検査) 令和元年10月中旬の指定する1日 (面接試験) 令和元年10月下旬の指定する1日	和歌山市	令和元年11月上旬に県庁北別館5階人事委員会事務局前に掲示するとともに合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。

4 試験の方法及び内容

(1) 土木を除く試験区分

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	1,000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50題) <出題分野> 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈	2時間
第2次試験	作文試験	200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験(800字程度)	1時間
	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 土木

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	前記(1)の教養試験と同内容	2時間
	専門試験 (択一式)	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験(40題) <出題分野> 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基礎工学、土木施工等	2時間
第2次試験	作文試験	200点	前記(1)の作文試験と同内容	1時間
	面接試験	1,400点	前記(1)の面接試験と同内容	
	適性検査		前記(1)の適性検査と同内容	

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和元年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせる

こと。

(2) 受付期間

令和元年8月5日(月)午前10時から同月30日(金)午後4時まで受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。

写真票には、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

この試験の最終合格者は、原則として令和2年4月1日に採用される。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね153,000円(平成31年4月1日現在)で、経歴その他に応じて一定の額(例:公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等)が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 点字等による受験

(1) 車いす、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

(2) 一般事務、学校事務及び警察事務については、点字受験を可能とする。希望する人はできるだけ8月15日(木)までに和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の午後3時から1月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。